資料３

○　北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会　議論の進め方について

自治基本条例

前文
第１章　総則
　第１条　目的
　第２条　条例の位置付け
　第３条　定義
　第４条　基本理念
　第５条　自治の基本原則
第２章　市民
　第６条　市民の権利
　第７条　子どもの自治へのかかわり
　第８条　市民の責務
　第９条　事業者の責務
第３章　議会
　第１０条　議会の基本的役割
　第１１条　議会運営
　第１２条　議員の責務
第４章　市長等
　第１３条　市長等の役割及び責務
　第１４条　職員の役割及び責務
第５章　市政運営
第１節　市政運営の基本原則
　第１５条　計画的な行政運営
　第１６条　法務
　第１７条　財政運営
　第１８条　行政評価
　第１９条　付属機関の委員等の選任
　第２０条　苦情等へ対応する仕組み
　第２１条　情報共有の仕組み
第２節　市政への市民参画
　第２２条　市民参画の制度の整備
　第２３条　パブリックコメント手続
　第２４条　市民の意見及び提案
　第２５条　住民投票
第６章　コミュニティ
　第２６条　コミュニティ活動のあり方
　第２７条　コミュニティへの支援等
第７章　国、他の地方公共団体等との関係
　第２８条
第８章　条例の見直し
　第２９条

○評価検討委員会に行っていただくこと

１条例の再確認

○条例の趣旨、背景等の共通理解を図る

２市政運営状況の確認

○制度等の整備・運用状況
○施策・事業の実施状況

行政評価結果（自己評価）の活用

北九州市基本計画見直しに向けた調査・分析報告書

３　市民の意識調査等の検証

市民意識調査（平成 26 年度実施予定）
「市民主体のまちづくりについて」

市政満足度調査（平成 21・24 年度実施）
「市民に身近な行政について」
「自治会などの市民活動について」

市民意識調査（平成 23 年度実施）
「市民のちから～みんなでまちをつくる」

４　委員会における評価検討

①　１～３を踏まえ、市政が条例の趣旨に沿って運営されているか（市民自治の確立に寄与するものであるか）を評価（課題や意見出し）

＜評価の視点＞

◎情報共有・市民参画
・参画の前提となる情報提供ができているか
・参画し易い環境が整っているか
・市民の意見が市政に適切に反映されているか

◎コミュニティに対する市の支援
・市民の主体的な行動につながっているか
・コミュニティ活動の促進につながっているか
・コミュニティ相互の連携は図られているか

②　課題を解消するために必要な取り組み等を検討

＜具体的な内容（案）＞
制度や施策、事業の充実・改善が必要か、条例の見直し（改正）を行う必要があるか等

答　申

○北九州市が行うこと

答申を踏まえ「今後の市政運営の取り組みの方向性（案）」を作成

パブリックコメント

「今後の市政運営の取り組みの方向性」を決定